

検査の省略又は検査回数の増減を行う項目整理表・2の(1)の力により独自に設定する項目					
番号・項目名	増減・追加省略の別	理由	番号・項目名	増減・追加省略の別	理由
1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの (1) 水源の種類（浅井戸、深井戸、湧水、表流水、伏流水、湖沼水、他の水道事業からの受水専用、 <u>その他</u> ） 水源の名称： _____ (2) 水源周辺の環境等（工場、し尿処理施設等の所在）について（地図を添付のこと） _____ (3) 過去の水質検査結果からの問題点（基準超過又は基準値に近接した項目及び検出レベルについて） _____ (4) 浄水施設（消毒のみ、除鉄・除マン、急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過、 <u>その他</u> ） 施設基準上の問題点： _____ (5) 自ら有する検査機器（残留塩素測定器、pH測定器、濁度測定器、 <u>その他</u> ） _____					
2 定期の検査（施行規則第15条第1項）を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由 (1) 検査項目等全般については、別紙一覧表参照。 ア 毎日検査（ _____ 時頃 _____ 給水栓から採水） イ 毎月検査（ _____ 日頃に採水） ウ 3月に1回の検査（ _____ 月、 _____ 月、 _____ 月の各 _____ 日頃に採水） エ 1年に1回の検査（ _____ 月 _____ 日頃に採水） オ 3年に1回の検査（本年度検査分を _____ 月 _____ 日頃に採水） カ 水源周辺の環境等から、独自に水質基準外の _____ の項目について _____ 周期で検査する。 (2) 採水場所（一番遠方にある給水栓 _____ から採水）					
3 定期の検査（施行規則第15条第1項）を省略する項目については、当該項目及びその理由 検査の省略又は検査回数の減を行う項目については、右欄の表を参照。					
4 臨時的検査（施行規則第15条第2項）に関する事項 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合（原水の異常、死魚・異臭味の発生時等） に実施する。 (1) 水源周辺の環境から汚染原因となる懸念のある物質 _____ (2) 検査の実施方法 ア 検体の採水と運搬に係る事項： _____ イ 委託検査予定先（担当者名）： _____					
5 法第20条第3項の規定により水質検査を委託して行う委託検査の内容 (1) 検査機関名称（所在地）： _____ (2) 緊急時の連絡方法（第1～第3順位まで記載） ① TEL _____ - _____、② TEL _____ - _____、③ TEL _____ - _____ (3) 委託する項目：検査計画に定める全ての項目					
6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項 (1) 給水停止等を行う場合の基準 ア 1回の検査により判明した基準値超過により直ちに給水停止する項目は、「微生物検査に係る項目」、「水銀及びその化合物」及び「シアン化物イオン及び塩化シアン」とする。その他の項目については、再検査などを継続的に行いながら、原因究明、低減化対策及び給水停止等の対応を検討する。 イ 基準値に近接した値が検出された場合等 これまでの検査記録上、また、通常検出が考えられないような物質が検出された場合や基準値に近接した値（概ね _____ 割程度）が検出された場合等は、検査回数を増加させる等継続的なモニタリングを行う。 (2) 緊急時の情報伝達の方法（県保健所への報告も含む） 【第1順位】 _____ 市（町） _____ 課：TEL _____ - _____ ※休日・夜間を含む 【第2順位】 _____ ※休日・夜間を含む (3) 信頼性保証に係る資料入手（委託先からの資料提供）に係る事項 _____					
			[凡例]		減：検査頻度の減 増：検査頻度の増 略：検査項目の省略 追：検査項目の追加（基準外項目を対象）

※ 記入欄が足りない場合は、各自で別紙を追加して記載すること(様式自由)。

[表] 水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否検討表

番号 ※1	項目名	基準値	給水栓以外での水の採取	水道法施行規則第15条 検査回数(基本周期)			検査回数の減	省略の可否	参考	※a 検査計画							※b 省略の可否の判断					※c 省略しない場合の検査回数減の可否の判断					番号 ※1
				毎日	1月	3月				各設置者の設定周期							水源周辺の状況等及び全検査履歴から判断					過去3年間の検査履歴から判断					
										毎日	1月	3月	1年	3年	省略	水源及び周辺・問題無	薬品等資機材・問題無	近隣地下水の汚染無等	最高値 vs. 基準 (%)	最高値 (. .)	最高値 vs 基準 (%)	最高値 (. .)	最新 (. .)	前回 (. .)	前々回 (. .)		
	色、濁り及び消毒の残留効果		不可	○			不可	不可		●																	
1	一般細菌	100 個/ml 以下	不可	○			不可	不可		●															1		
2	大腸菌	検出されないこと	〃	○			〃	〃		●															2		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		注2のとおり	注3のとおり	省略可																3		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																4		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																5		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	不可		○		〃	注4のとおり																	6		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		〃	注3のとおり	省略可																7		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	不可		○		〃	注4のとおり																	8		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		〃	不可	省略可																9		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	不可		○		不可	〃			●														10		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		注2のとおり	〃	省略可																11		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	〃		○		〃	注3のとおり	〃																12		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	〃		○		〃	注3のとおり(海水を原水とする場合不可)	〃																13		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	〃		○		〃	注8)のとおり	〃																14		
15	1、4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																15		
16	シス及びトランス-1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																16		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																17		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																18		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																19		
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																20		
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	不可		○		不可	不可			●														21		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														22		
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														23		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														24		
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														25		
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	〃		○		〃	注3の通り(※1)																	26		
27	総トリハロメタン(※2)	0.1 mg/L 以下	〃		○		〃	不可			●														27		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														28		
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														29		
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														30		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	〃		○		〃	〃			●														31		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	〃		○		注2のとおり	注4のとおり																	32		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	〃		○		〃	〃																	33		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	〃		○		〃	〃																	34		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	〃		○		〃	〃																	35		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		〃	注3のとおり	省略可																36		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	不可		○		〃	〃																	37		
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	〃	○			注7のとおり	不可																	38		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		注2のとおり	注3のとおり	省略可																39		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																40		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																41		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	不可		○ ^{注5)}		不可	注6のとおり																	42		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	〃		○ ^{注5)}		〃	〃																	43		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	一定の場合可 ^{注1)}		○		注2のとおり	注3のとおり	省略可																44		
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	〃		○		〃	〃	〃																45		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	不可		○		注7のとおり	不可																	46		
47	pH値	5.8以上8.6以下	〃		○		〃	〃																	47		
48	味	異常でないこと	〃		○		〃	〃																	48		
49	臭気	異常でないこと	〃		○		〃	〃																	49		
50	色度	5度以下	〃		○		〃	〃																	50		
51	濁度	2度以下	〃		○		〃	〃																	51		

※1) 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は、省略不可 ※2) クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和

「専用水道における水質検査計画策定の参考様式」記入要領	注釈・参考	
<p>[1/3] 枚目</p> <p>1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各項とも該当するものに○印をつけ、その概要等をアンダーライン部書き込むこと。 ○ (2)は、縮尺5万分の1程度の地図(A3用紙大程度)に記入のこと。 ○ (3)の基準値に近接した値とは、複数回の水質検査結果の変動等から判断すること。 ○ (4)の施設基準上の問題点には、保健所から改善指導を受けている内容等を記入のこと。 <p>2 定期の検査(施行規則第15条第1項)を行う項目、採水場所、検査の回数及びその理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [2/3]枚目の一覧表(※a)において策定した検査回数毎の採水日の目安を記入のこと。また、ア～オは必ず記入すること。アの給水栓の欄には、採水する給水栓の位置・名称等、給水栓を特定できる情報を記入すること。カには独自に水質基準外の項目を検査する場合に記入すること。 ○ (2)の採水場所は、専用水道が概して小規模な施設であるため、浄水施設から一番遠方にある給水栓1ヶ所を選定することで差し支えない。 ○ 検査回数の減は、本葉右欄の「注釈・参考」及び[2/3]枚目※cの記録等から判断のこと。 <p>3 検査を省略する項目及びその理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査項目の省略は、本葉右欄の「注釈・参考」及び[2/3]枚目※bの記録等から判断のこと。 ○ 「他の水道事業からの水道水のみを水源とする専用水道」については注1)の考え方に示したとおり、[2/3]枚目中央の欄に省略できる項目について「省略可」と示した。他の項目については、自己水源の専用水道と同様に回数の減、省略の可否等について検討すること。 ○ 省略等を行った場合は[1/3]枚目の右欄に「項目・理由」等を整理して記入し、項目を追加又は検査頻度を増加させる場合も併せて記入しておくこと。 <p>4 臨時の検査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水源周辺の環境等から問題となるおそれのある物質については、予め対応を整理しておくこと。 ○ 検査委託先との打ち合わせにより、異常時の検体の採水・運搬方法(検体採取容器、水質固定用薬品等)について取り決めておくこと。 <p>5 第20条登録検査機関への検査委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先、緊急時の連絡方法〔担当者ごとに、第3順位まで〕を整理しておくこと。 <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)については、記載してあるとおりに対応すること。 ○ (2)については、緊急時の利用者への情報提供方法について具体的に決めておくこと。また、給水停止時には近隣水道事業者からの給水応援等が必要となる場合があるので、速やかに県に報告すること。 ○ (4)については、国実施の「外部精度管理調査」に、各法第20条登録検査機関が参加した結果の閲覧等が考えられる。 	<p>新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否(注釈)(水道法施行規則第15条)</p>	<p>広島県内の専用水道における考え方 【左記(注釈)への補足】(参考)</p>
<p>給水栓以外での水の採取：注1)</p> <p>一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。</p>	<p>注1) 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする専用水道においては、その供給を受ける水が水質基準に適合していることに鑑み、注1を、供給を受けた後に送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合に省略可能な項目の目安として読み替え、2枚目中程の欄に示した。</p>	<p>水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする専用水道においては、その供給を受ける水が水質基準に適合していることに鑑み、注1を、供給を受けた後に送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合に省略可能な項目の目安として読み替え、2枚目中程の欄に示した。</p>
<p>検査回数の減：注2)</p> <p>水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(第1項第3号ハ)</p>	<p>注2) 改正水質基準施行の際(H16.4.1)に、現に設置されている専用水道にあっては、新たに水質基準に導入された項目(新水質基準の表の12、14、21、23、25、27、30、32、41～43の項)に係る検査実績がないことから、新たに行った水質検査の結果を最大値として検査回数の減を判断して差し支えない。 また、その他の項目であって検査回数の減が可能な項目については、新規専用水道又は新設のため3年を経過していない専用水道にあっては、当該期間内において検査した結果のうち最高検出値をもって、「検査回数の減」について判断を行っても差し支えない。ただし、いずれの場合も、検査回数の減は「基準値の5分の1以下であるとき概ね1年に1回以上」までとする。 なお、検査履歴が通算3年を超えた後は、注2のみにより判断すること。</p>	<p>改正水質基準施行の際(H16.4.1)に、現に設置されている専用水道にあっては、新たに水質基準に導入された項目(新水質基準の表の12、14、21、23、25、27、30、32、41～43の項)に係る検査実績がないことから、新たに行った水質検査の結果を最大値として検査回数の減を判断して差し支えない。 また、その他の項目であって検査回数の減が可能な項目については、新規専用水道又は新設のため3年を経過していない専用水道にあっては、当該期間内において検査した結果のうち最高検出値をもって、「検査回数の減」について判断を行っても差し支えない。ただし、いずれの場合も、検査回数の減は「基準値の5分の1以下であるとき概ね1年に1回以上」までとする。 なお、検査履歴が通算3年を超えた後は、注2のみにより判断すること。</p>
<p>省略の可否：注3)</p> <p>当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、略することができる。(第1項第4号)</p> <p>なお、省略する場合にあっても、3年に1回程度は検査して、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。【「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(H15.10.10厚生労働省水道課長通知、以下「注3課長通知」という。)]</p>	<p>注3) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号) なお、省略する場合にあっても、3年に1回程度は検査して、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。【注3課長通知】</p>	<p>省略の判断に要する「過去の検査結果」の蓄積期間については規定等が無い。このため、検査履歴のない項目については新たに検査した値及び水源周辺の状況等により判断を行うことも可能であるが、1年間に複数回行った検査結果を相当程度蓄積して判断することが望ましい。</p>
<p>省略の可否：注4)</p> <p>当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号)</p> <p>なお、省略する場合にあっても、3年に1回程度は検査して、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。【注3課長通知】</p>	<p>注4) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号) なお、省略する場合にあっても、3年に1回程度は検査して、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。【注3課長通知】</p>	<p>同上</p>
<p>ジェオスミン等の検査回数の減：注5)</p> <p>概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)(第1項第3号ロ)</p>	<p>注5) 概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)(第1項第3号ロ)</p>	<p>概ね初夏から秋にかけては藻類の発生も多いと考えられるが、その他の時期の頻度にあつては、異臭味の発生や利用者からの苦情の有無の履歴を踏まえて判断すること。</p>
<p>ジェオスミン等の省略の可否：注6)</p> <p>当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号)</p>	<p>注6) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号)</p>	<p>湖沼等の停滞水を水源としていないか、また、当該水源の影響を受けるおそれの有無等が判断基準になると考えられるが、その他の水源を使用している場合であっても、過去に異臭味の発生や利用者からの苦情の有無を勘案の上、判断すること。</p>
<p>検査回数の減：注7)</p> <p>自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可(第1項第3号イ)</p> <p>なお、「連続的に測定及び記録がなされている場合」とは、自動測定器による測定・記録のほか、日常の点検による監視、測定及び記録も含むものであること。【注3課長通知】</p>	<p>注7) 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可(第1項第3号イ) なお、「連続的に測定及び記録がなされている場合」とは、自動測定器による測定・記録のほか、日常の点検による監視、測定及び記録も含むものであること。【注3課長通知】</p>	<p>注3に係る考え方に同じ。</p>
<p>項目14～20の省略の可否：注8)</p> <p>当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号)</p> <p>なお、省略する場合にあっても、3年に1回程度は検査して、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。【注3課長通知】</p>	<p>注8) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、規則第15条第1項第1号(定期の検査)及び第3号(検査回数の特例)の規定にかかわらず、省略することができる。(第1項第4号) なお、省略する場合にあっても、3年に1回程度は検査して、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。【注3課長通知】</p>	<p>ただし、「地下水又は湧水の汚染の可能性がない場合」とは、これまでに水源の汚染事例がなく、かつ、水源から概ね半径7km(山間地域は1km)以内に使用・排出実態及び地質の状態から汚染の発生要因となるもの(以下「発生源」という。)がないことが明らかになった場合をいう。 なお、この範囲において発生源の有無が確認できない場合には、汚染の可能性のある場合とみなすものとする。</p>